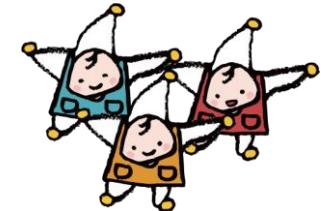


母子保健のデジタル化

母子保健指導者養成研修

本日の構成

1. 母子保健DXの推進
2. 電子版母子健康手帳について
3. 令和8年度概算要求におけるデジタル関連予算について



本日の構成

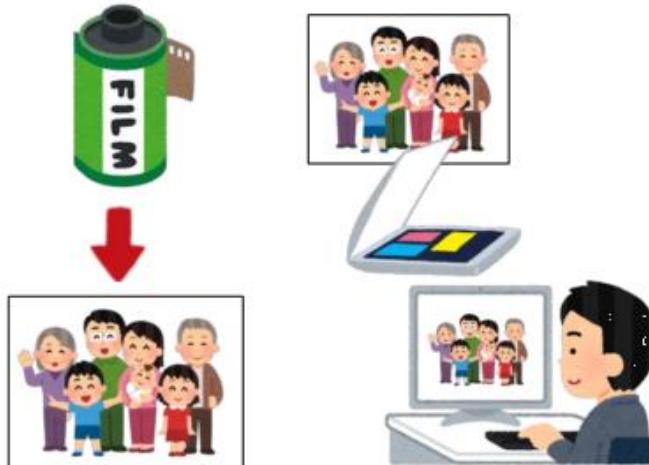
1. 母子保健DXの推進
2. 電子版母子健康手帳について
3. 令和8年度概算要求におけるデジタル関連予算について



電子化・デジタル化・DXの関係について

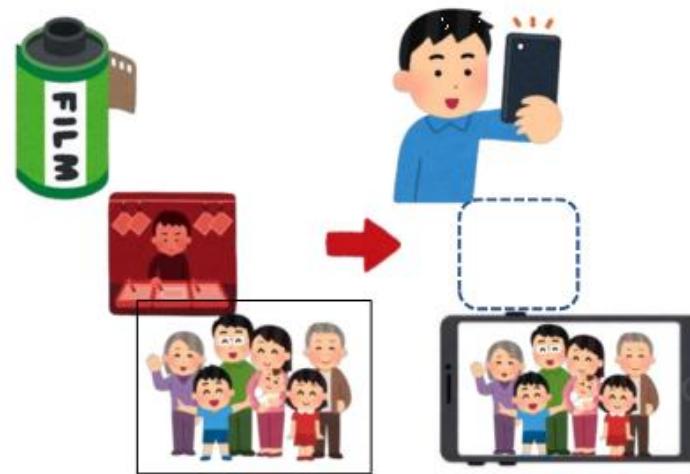
電子化

アナログ情報をコンピューターで扱える
デジタル情報に変換すること
例：フィルム写真 写真スキャン



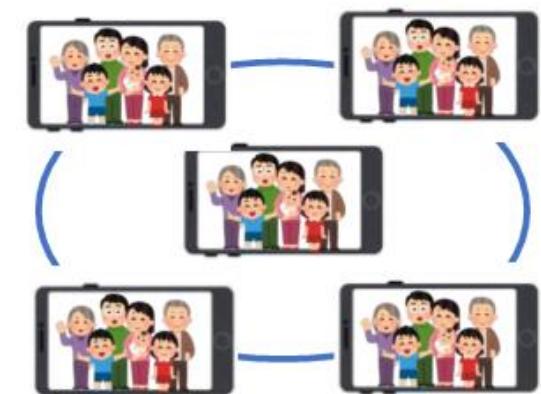
デジタル化

プロセス全体もデジタル化し
新たな価値を創造すること
例：写真現像 vs デジタル写真撮影



DX (デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術を浸透させることで
人々の生活をより良く変革すること
例：オンラインで世界中の人とシェア



母子保健情報をデジタル情報に変換する（電子化）だけでは十分とはいえない
新たな価値の創造（デジタル化）や社会変革（DX）を意識した方針の策定が重要

母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH*）** や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

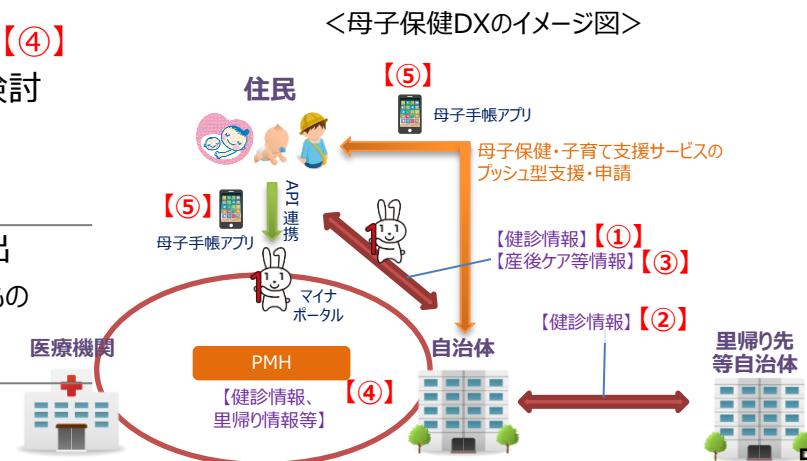
目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等**を実現し、

②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

* Public Medical Hub

これまでの経緯、今後の進め方

R 2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等（マイナポータル）で閲覧可能に 【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に 【②】
R 4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理 * 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加 その上で各自治体においてシステムを改修予定
R 5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始 【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論 【⑤】
R 7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※ ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R 8年度～	・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開



母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH*）** や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

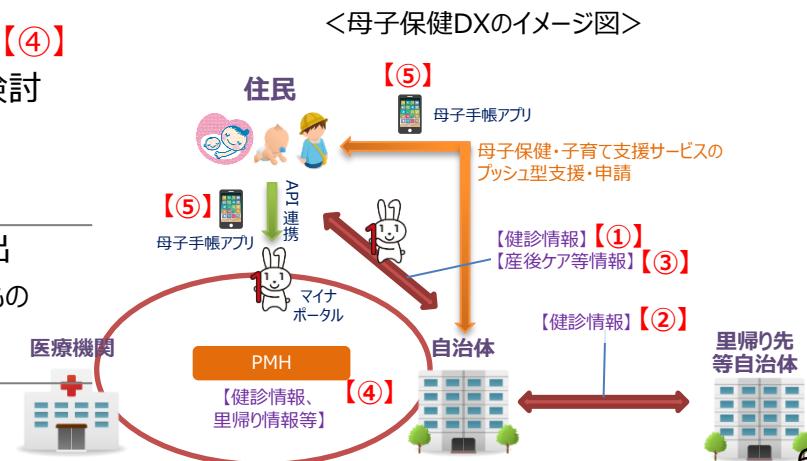
目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等**を実現し、

②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

* Public Medical Hub

これまでの経緯、今後の進め方

R 2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等（マイナポータル）で閲覧可能に 【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に 【②】
R 4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理 * 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加 その上で各自治体においてシステムを改修予定
R 5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始 【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論 【⑤】
R 7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※ ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R 8年度～	・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開



「母子保健情報のデジタル化について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会報告書（令和5年3月14日）

1. マイナポータルを通じて閲覧できる母子保健情報の拡充

現状：H30年検討会にて母子保健情報（妊婦健診、3～4か月・1歳6か月・3歳児健診の一部）の標準的な電子的記録様式を策定、R2年度からマイナポータルで閲覧可能

→ **マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化を推進する観点から、マイナポータルで閲覧できる母子保健情報を拡充**

＜現時点で新たに追加すべき情報（例）＞ ※こども家庭庁における議論の進捗等を踏まえて引き続き更なる追加を検討

妊娠婦の情報：妊娠中の喫煙・飲酒、感染症検査、産婦健診、産後ケア事業、EPDS等のアセスメントの実施

※あわせて、以前から電子化の対象だった妊婦健診情報について、市町村が必ず電子化する情報に指定

乳幼児の情報：新生児訪問指導等、屈折検査（3歳児健診）、歯の汚れ・形態・色調（1歳6か月・3歳児健診）

※あわせて、①自治体独自の乳幼児健診の情報を記録可能に、②以前から電子化の対象だった先天性代謝異常等検査・新生児聴覚検査について、市町村が必ず電子化する情報に指定

2. 母子保健情報のデジタル化に関する現状と課題

* 今後、将来的なデジタル化の進展等を見据え、現行のプロセスを前提とした情報のやり取りの仕組み等について検討・検証を考慮すべき

乳幼児健診（個別健診）を例に現行の情報プロセスごとに整理* ⇒ 今後、母子保健情報デジタル化実証事業等を通じて対応策等を検討

健診情報の流れ

現行のプロセス	主な課題
保護者が問診票に回答～医療機関で確認	問診票が紙で運用 ⇒ 問診票の確認までにタイムラグ
健診実施～自治体への結果報告	紙で結果報告、医療機関から自治体に情報を電子的につなぐ仕組みがない
報告された結果のデータ化	83.5%の市町村で職員がデータ入力 ⇒ 業務負担、システムの財源確保が課題
データの情報管理	データの保存期間などの保管・管理の仕組みが未整備※
データの利活用	データ分析の人材確保が困難、個人情報の取扱などの仕組みが未整備※
マイナポータルへの情報登録～閲覧	閲覧可能な母子保健情報の充実が必要

※医療DXの議論で全国医療情報プラットフォームについて検討されており、他分野での議論の状況を踏まえた対応が必要

母子保健情報の標準的な電子的記録様式の 主な項目

※赤字は市町村が必ず電子化する項目
(最低限電子化すべき項目)

妊産婦の情報

乳幼児の情報

電子化済みの項目	
妊婦健診	<各回の妊婦健康診査において実施する事項> 体重測定、妊娠高血圧症候群の精査等 <必要に応じた医学的検査の結果> 血液型、ヘモグロビン等の血液検査、肝炎及び風疹等の感染症検査、 子宮頸がん検診等 <妊娠中と産後の歯の状態> 要治療のむし歯、歯の炎症等 <妊娠中の経過> 受診回数、妊娠週数等 <出産の状態> 妊娠期間、分娩方法等 <出生時の児の状態> 体重、身長等
産婦健診	※これまで電子化の対象外
産後ケア	※これまで電子化の対象外
アセスメント	※これまで電子化の対象外

新たに電子化する項目

<妊婦の健康状態> 妊娠中の喫煙、飲酒 <感染症検査等> 肝炎及び風疹等の感染症* 、 HIV抗体等の性感染症等 <妊娠中の経過> * 受診回数*、妊娠週数*等 <出産時の児の状態> * 体重*、身長*等
子宮復古、体重、血圧等
実施日、方法
EPDS等の実施日及び点数

※対象項目なし
先天性代謝異常等検査* 新生児聴覚検査*
日齢、体重、身長、栄養法等
精密健康診査（受診日等）
歯科所見（歯の汚れ、歯の形態・色調）
屈折検査 歯科所見（歯の汚れ、歯の形態・色調）
健診受診日、体重、身長、 精密健康診査（受診日等）等

基本情報	<妊娠及び分娩歴> 妊娠中の高血圧や尿糖の有無、出生時体重や身長 <発達> 笑う、定頸、発語、独歩等		
新生児スクリーニング	先天性代謝異常等検査 新生児聴覚検査		
新生児訪問指導等	※これまで電子化の対象外		
3～4か月児健診	健診受診日、 健診受診時年月齢、 体重、身長等 診察所見（精神発達 や運動機能等）・ 判定 栄養	(歯科健診の実施なし)	股関節開排制限、斜頸等
1歳6か月児健診		歯科所見（むし歯 等）・ 判定 精密健康診査（受 診日等）	視覚、聴覚、離乳 検尿、 眼科所見・ 判定 耳鼻咽喉科所見・ 判定
3歳児健診			
他の乳幼児健診	※これまで電子化の対象外		

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

（1）総論

- ・妊婦健康診査や乳幼児健康診査、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時の引継ぎも可能となっている。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、**母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。**

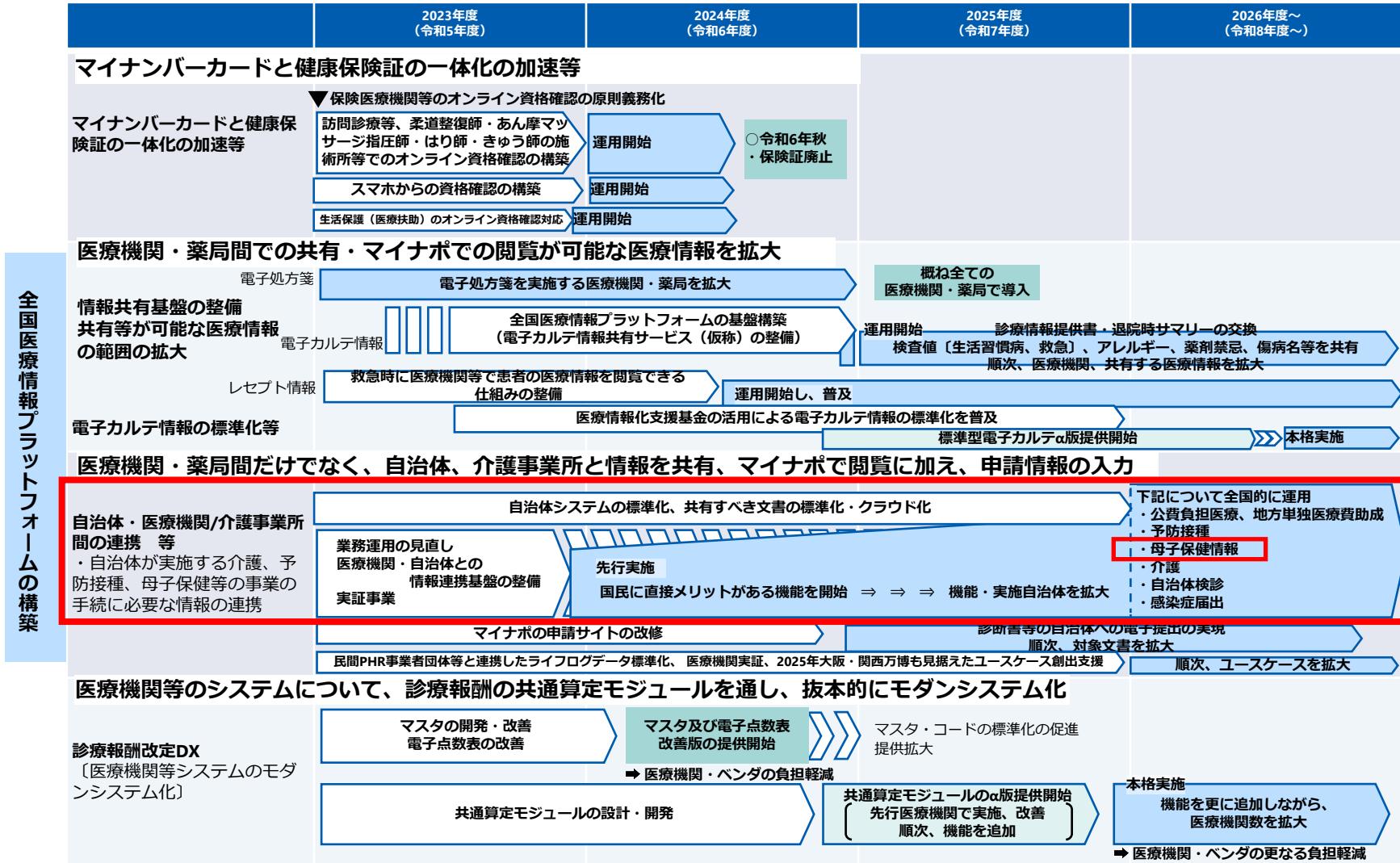
4 記録の収集等に関する体制等

（1）予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策

- ・個人の健康等情報を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療機関・学校等での正確なコミュニケーションに役立てるため、引き続き、PHR（Personal Health Record）を推進する。また、予防接種、電子処方箋、乳幼児健康診査、電子カルテ等の医療・保健情報について共有・交換できるよう、「**全国医療情報プラットフォーム**」の創設に向けた取組を推進する。そのため、**乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進する。**また、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健事業の質の向上等を図る。（一部再掲）

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

令和5年6月2日 医療DX推進本部決定



母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH*）** や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

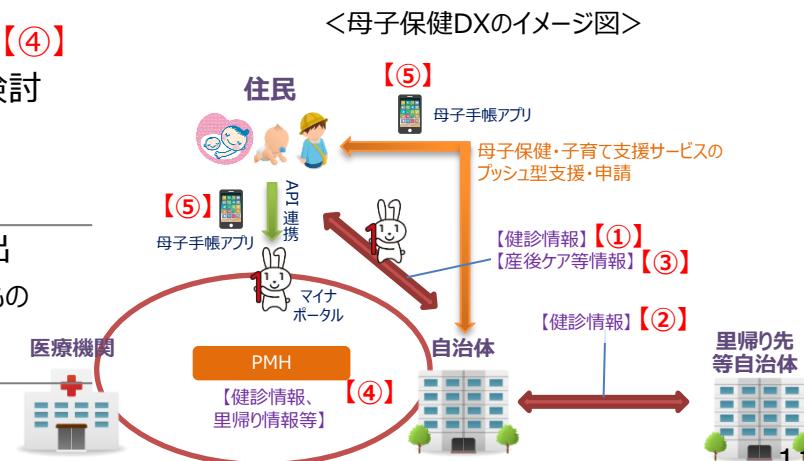
目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等**を実現し、

②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

* Public Medical Hub

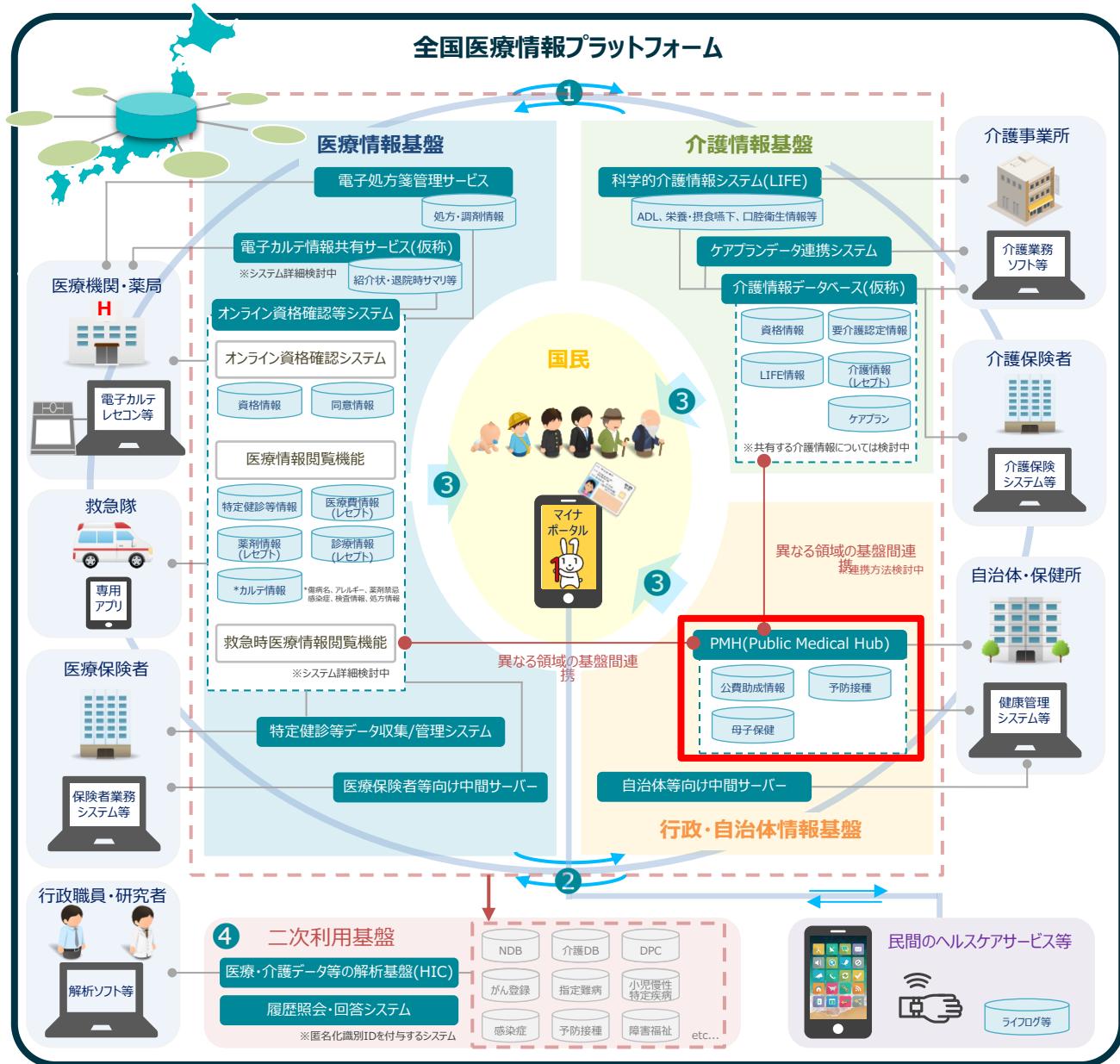
これまでの経緯、今後の進め方

R 2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等（マイナポータル）で閲覧可能に【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に【②】
R 4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理 * 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加 その上で各自治体においてシステムを改修予定
R 5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論【⑤】
R 7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※ ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R 8年度～	・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開



全国医療情報プラットフォームの全体像（イメージ）

第4回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進 チーム
(令和5年8月30日) 資料2-3 一部改変



«医療DXのユースケース・メリット例»

1 救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
- ✓ 入院時等に、医療・介護関係者で状況が共有され、より良いケアを受けられる。



2 医療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
- ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される。



3 健康管理、疾病予防、適切な受診等のサポート

- ✓ 預診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスマートな接種ができる。予診票・問診票を何度も書きしなくて済む。
- ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



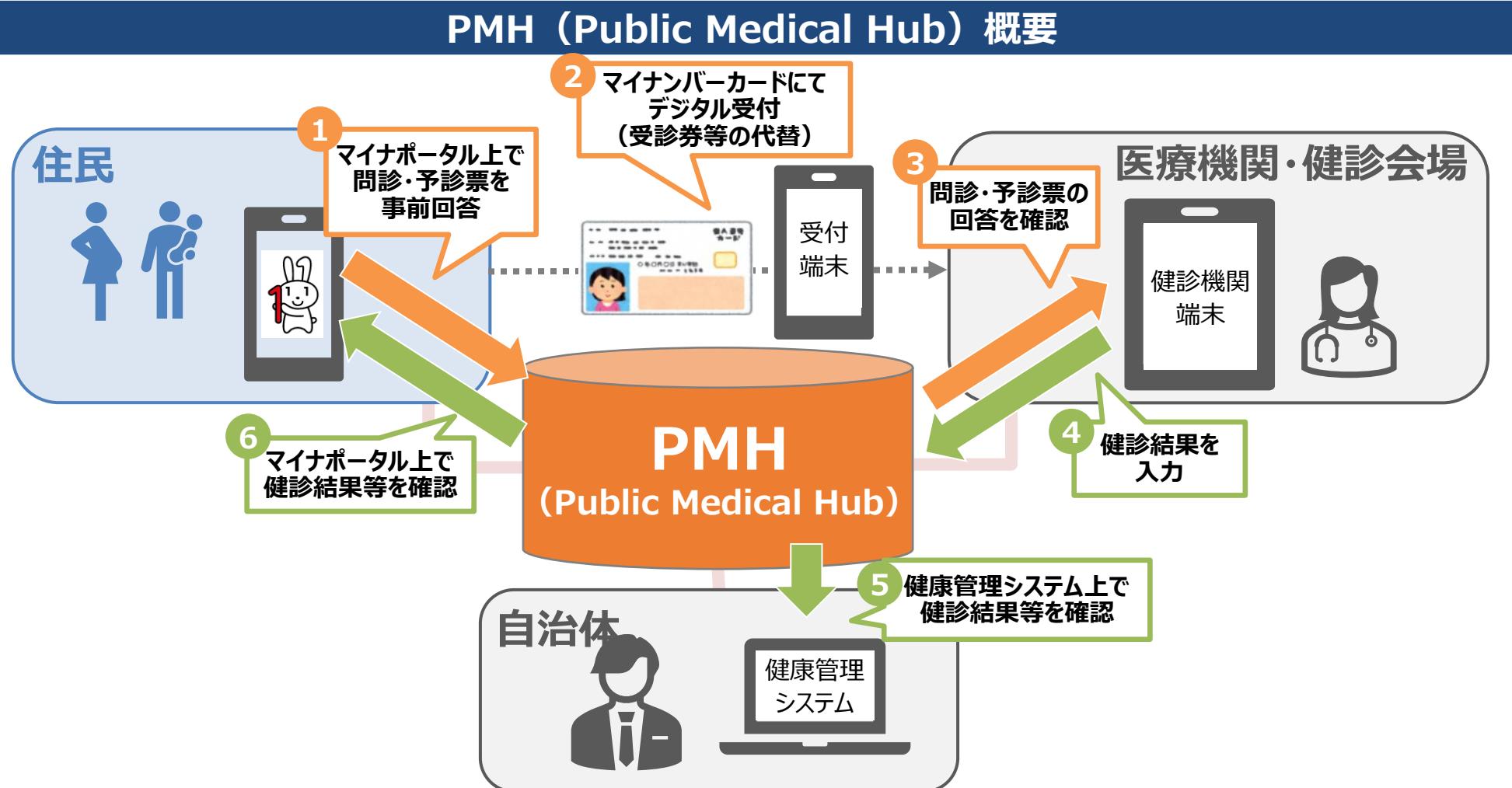
4 公衆衛生、医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
- ✓ 医薬品等の研究開発が促進され、よりよい治療や的確な診断が可能になる。



PMH (Public Medical Hub) の構築

令和5年度デジタル庁により、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報等を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH : Public Medical Hub）が構築された。



母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH*）** や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

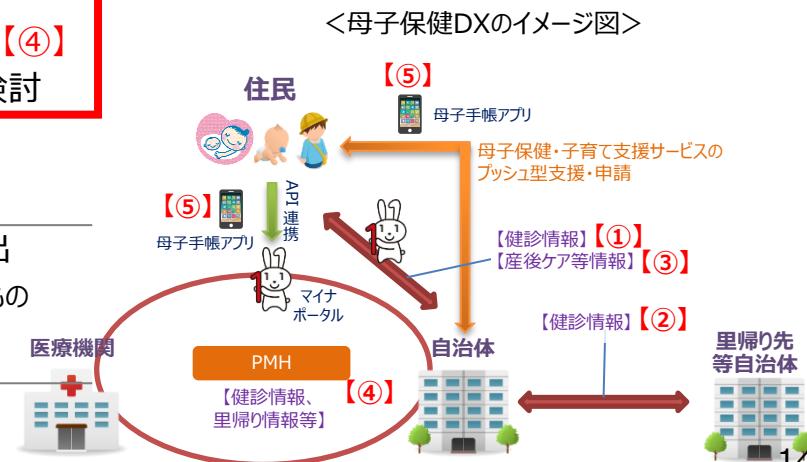
目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等**を実現し、

②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

* Public Medical Hub

これまでの経緯、今後の進め方

R 2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等（マイナポータル）で閲覧可能に 【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に 【②】
R 4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理 * 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加 その上で各自治体においてシステムを改修予定
R 5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始 【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論 【⑤】
R 7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※ ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R 8年度～	・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開



改正内容

里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築

【母子保健法】

① 里帰り出産時の市町村間での情報共有の仕組みの整備

- ・ 妊産婦等が里帰り先で保健指導等の母子保健サービスを受ける際にも、里帰り先の市町村が住所地の市町村に当該妊産婦等の情報提供を求めることを可能とする。

② 母子保健DXの推進

- ・ 情報連携基盤※等を活用した母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、妊婦健診・乳幼児健診及び産後ケア事業の対象者に関する情報について、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が、市町村の委託を受けて、情報連携事務を行えるよう業務規定を新設する。

※ PMH: Public Medical Hub

見直し後

○過去の居住の有無に関係なく、里帰り先と住所地の市町村間で情報提供を求めることが可能とする。

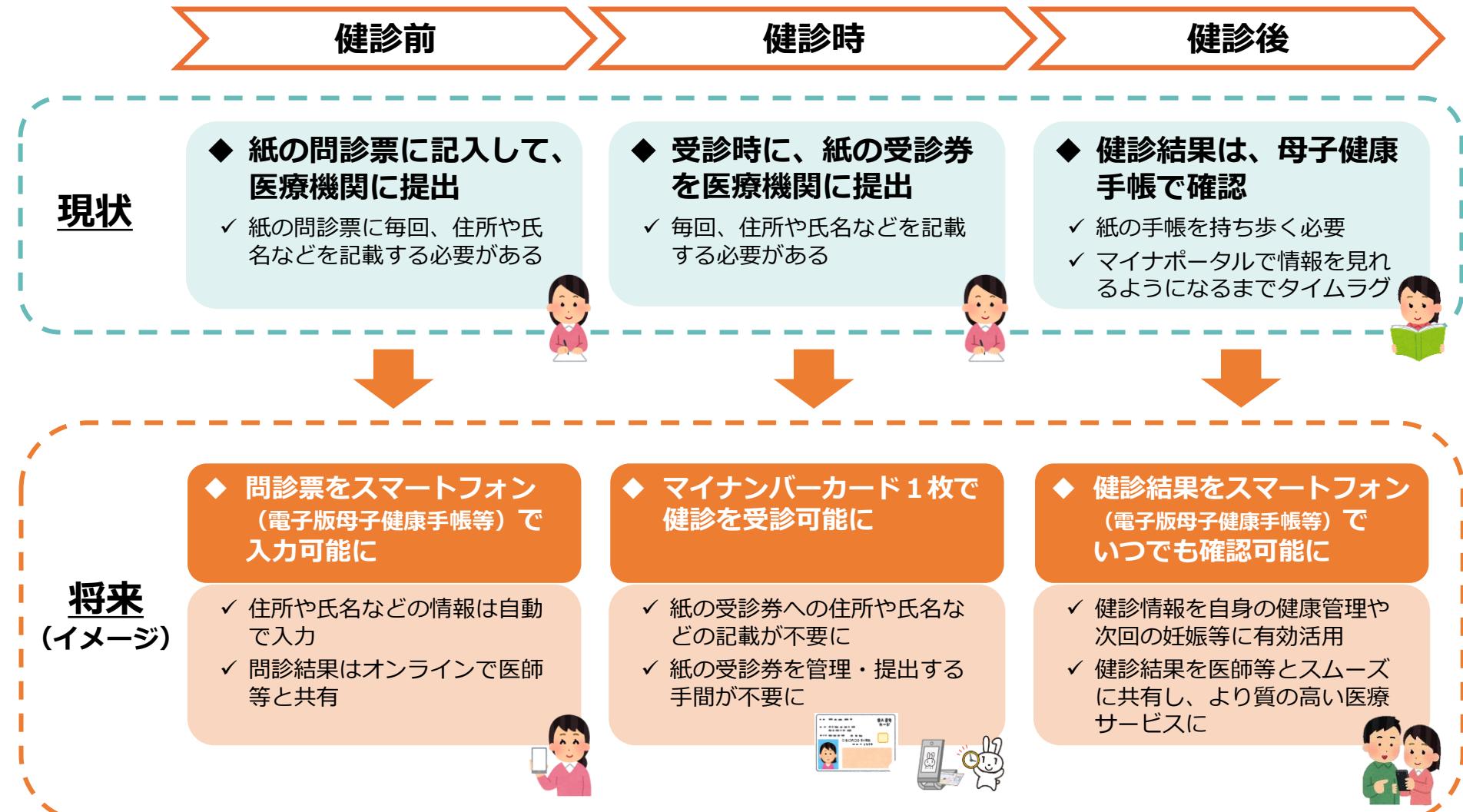
※上記のほか、健康診査に加えて産後ケア等の情報提供を求めることができるようとする。

○母子保健DXの推進により、社会保険診療報酬支払基金等の情報連携基盤を活用できるようにし、オンライン上で情報共有を可能にする仕組みを整備。

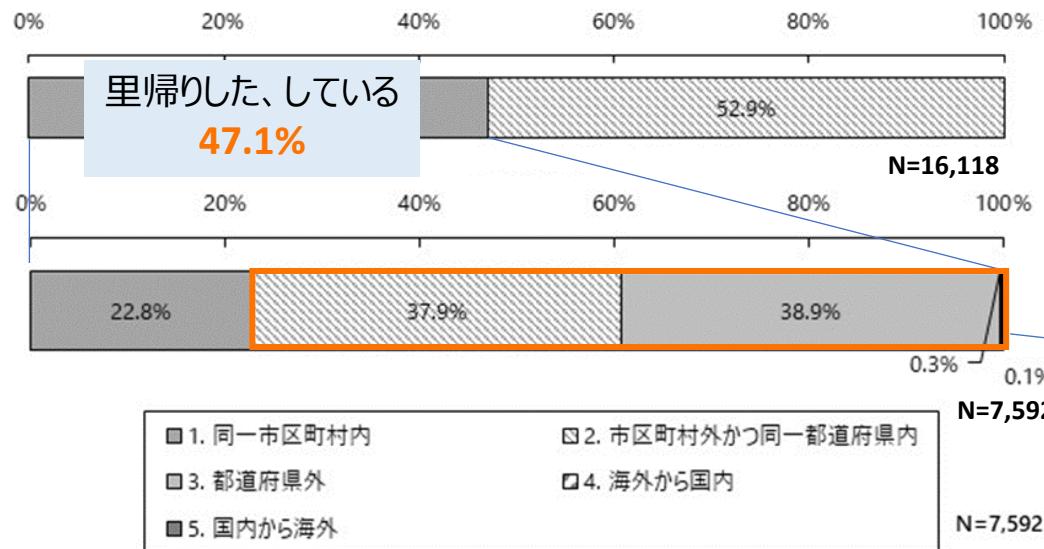


2. 母子保健DXの推進

～現状と将来的に目指すイメージ～
(妊婦健診・乳幼児健診)



里帰り出産の現状について

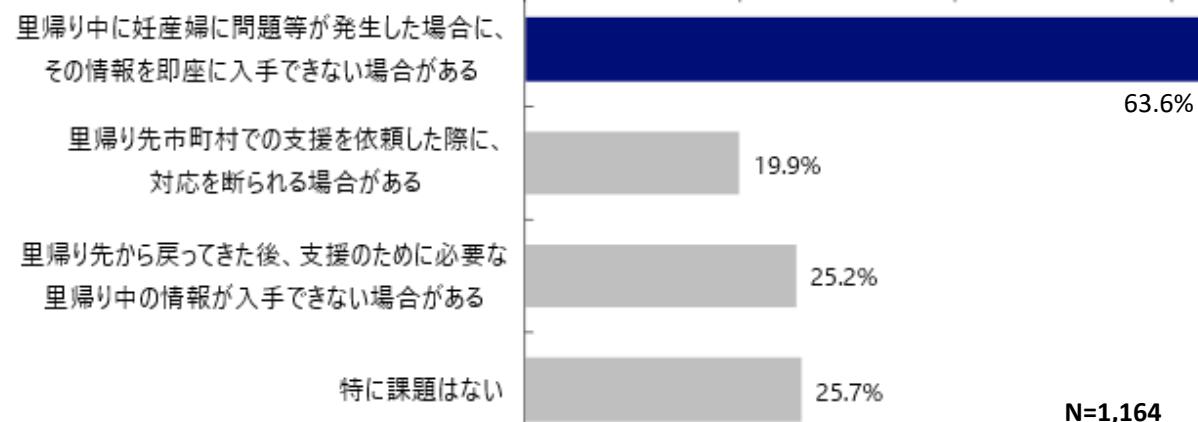


令和5年度子ども・子育て支援推進調査事業
「里帰り出産等の実態に関する調査研究事業」
(補助先：株式会社野村総合研究所)

全対象者の**36.4%**が市町村をまたぐ
里帰り出産

産婦向けアンケート調査結果から
47都道府県の743市町村の産後1年以内の
16,118名から回答（2023.9-12月）

里帰り先市町村や里帰りの医療機関との連携に関する課題 (市町村アンケート)



現状・課題



○里帰り先と住所地の市町村間で、妊産婦等の健康診査等に関する
情報共有の仕組みが整備されていない。

※ 現行法では、住所地の市町村から過去に妊産婦等が居住したことがある市町村に対してのみ、健康診査に関する情報提供を求めることが可能。

3. 里帰りをする妊産婦への支援 ～現状と将来的に目指すイメージ～

情報共有

現状

◆ 必要な情報の共有が不十分

- ✓ 里帰り前後で健診等の母子保健情報が十分に共有されておらず、必要な支援をタイムリーに受けることができない

手続き

◆ 里帰りに係る手続きが煩雑

- ✓ 里帰り先で妊婦健診等を受診した場合、費用を請求するためには、住民票所在自治体の窓口で紙の様式で申請が必要

将来
(イメージ)

◆ 里帰り前後で切れ目ない支援を受けられる

- ✓ 里帰り先自治体と住民票所在地自治体で健診等の母子保健情報がスムーズに共有され、産前・産後に必要な支援が切れ目なく受けられる

◆ 煩雑な手続きなしで必要なサービスを受けられる

- ✓ 償還払い等の手続きに係る負担が軽減され、煩雑な手続きなしで必要な母子保健サービスが受けられる

2. 各分野における改革

【子育て】 ◆ 実現に向けて必要となる取組

＜母子保健DXの推進＞

現状では、妊婦・乳幼児健診等は問診票など紙による運用が基本となっているため、住民や自治体、医療機関において負担・手間が生じており、また、健診結果等の共有にタイムラグが生じている。これらの課題の解決を図るため、母子保健情報の迅速な共有・活用を可能とする母子保健DXを推進する。

そのため、住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH）を整備し、希望する自治体において先行的に運用を実施するとともに、市町村から健康診査等の情報の収集等の事務を審査支払機関へ委託することを可能とする内容を含む制度改正を行った。2024年度に引き続き、2025年度以降も先行実施の進捗等を踏まえ、導入自治体の拡大を図るとともに、必要な機能の拡充を行う。

あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度に課題と対応を整理した結果を踏まえ、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

これらの取組等を通じて、母子保健情報等の情報連携基盤（PMH）を活用してスマートフォンで健診の受診や結果の確認を可能とするなど、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健DXの全国展開を推進することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減する。

＜里帰りする妊産婦への支援＞

里帰りをする妊産婦について、健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できておらず切れ目のない支援の提供に支障を來す場合があり、また、関連する事務手續が煩雑となっている。

これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。この実態調査の結果を踏まえ、情報連携基盤（PMH）を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを活用して、2025年度に希望する自治体において先行的に運用を開始するとともに実施自治体の拡大を図り、2026年度以降の全国展開を目指す。

これにより、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援を提供可能とともに、里帰りした場合の煩雑な手續が改善されることが期待される。

母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の**情報連携基盤（PMH*）** や**電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）**を活用することで、

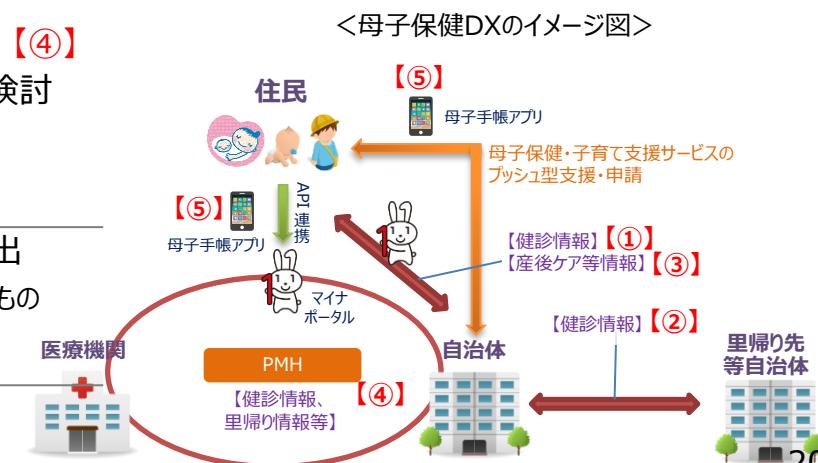
目標：①スマートフォンでの**健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等**を実現し、

②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

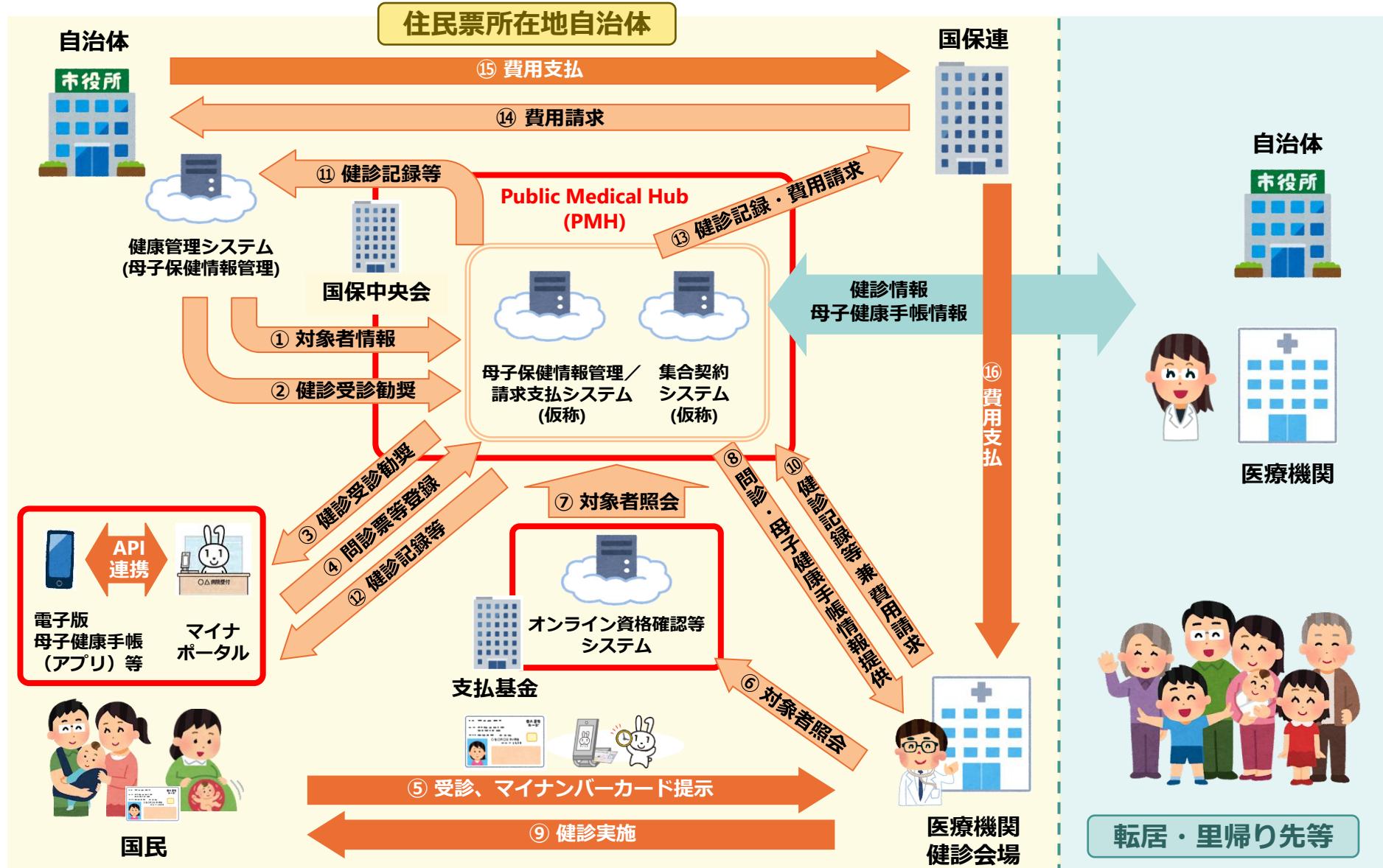
* Public Medical Hub

これまでの経緯、今後の進め方

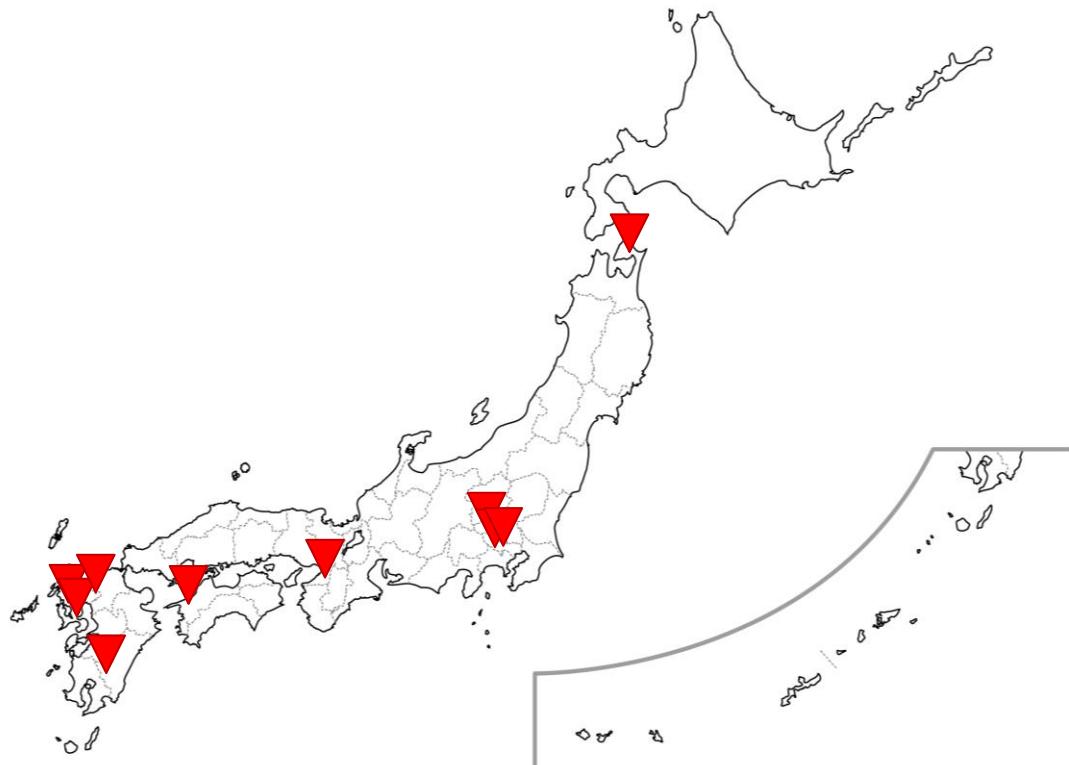
R 2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等（マイナポータル）で閲覧可能に 【①】 ・ 中間サーバを介して自治体間で共有可能に 【②】
R 4年度	マイナポータルで閲覧可能な 母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理 * 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加 その上で各自治体においてシステムを改修予定
R 5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための 情報連携基盤（PMH）を構築
R 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための改正母子保健法が成立 ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の先行実施を複数の自治体で開始 【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論 【⑤】
R 7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン※等を発出 ※ ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R 8年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開



妊産婦健診・乳幼児健診事務のデジタル化 - デジタル化後のイメージ（将来像）



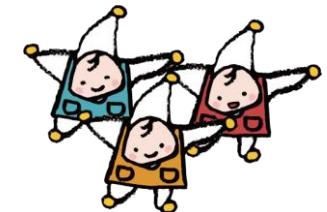
母子保健デジタル化実証事業： 実施市区町村



都道府県名	市町村名
青森県	むつ市
埼玉県	入間市
東京都	町田市
	東村山市
大阪府	河内長野市
愛媛県	西条市
福岡県	太宰府市
長崎県	諫早市
	波佐見町
宮崎県	都城市

母子保健デジタル化実証事業を令和5年度より開始し継続中。
現在10市町で実施しており、本年度も新規公募により拡充予定。

本日の構成



1. 母子保健DXの推進
2. 電子版母子健康手帳について
3. 令和8年度概算要求におけるデジタル関連予算について

母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書。

母子保健法

(妊娠の届出)

第15条 妊娠した者は、内閣府令で定める事項につき、速やかに、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

(母子健康手帳)

第16条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 母子健康手帳の様式は、内閣府令で定める。

4 前項の内閣府令は、健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

母子保健法施行規則

(母子健康手帳の様式)

第7条 法第16条第3項の内閣府令で定める母子健康手帳の様式は、**様式第3号又はその他これに類するものであつてこども家庭庁長官が定めるもの**、及び**次の各号に掲げる事項**を記載したものによる。

- 1 日常生活上の注意、健康診査の受診勧奨、栄養の摂取方法、歯科衛生等妊産婦の健康管理に当たり必要な情報
- 2 育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法等新生児の養育に当たり必要な情報
- 3 育児上の注意、疾病予防、栄養の摂取方法、歯科衛生等乳幼児の養育に当たり必要な情報
- 4 妊産婦の健康管理及び乳幼児の養育についての相談窓口に関する情報
- 5 予防接種の種類、接種時期、接種に当たつての注意等予防接種に関する情報
- 6 母子保健に関する制度の概要、児童憲章等母子保健の向上に資する情報
- 7 母子健康手帳の再交付に関する手続等母子健康手帳を使用するに当たつての留意事項

様式第3号に定めるもの

必須記載事項（府令様式）

必ず記載しなければならない全国一律の内容。内閣府令で様式を規定。（児童家庭局長通知で作成及び取扱い要領を通知）

例：妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、保健指導に関する記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線 等

次の各号に掲げる事項

任意記載事項（通知事項）

自治体の任意で記載する内容。内閣府令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。自治体独自の制度等に関する記載も可能。
(母子保健課長通知で作成例を通知)

母子健康手帳の主な改正の経緯

改正年等	名称	主な改正内容
昭和17年～	妊産婦手帳	<ul style="list-style-type: none"> 出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等。
昭和23年～	母子手帳	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加。
昭和41年～	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 医学的記録欄がより詳細に。 保護者の記録欄等の追加（育児日誌的性格も付加）。
昭和51年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 母親の記入欄を増やし、母子の健康記録として活用できるようにした。 発育障害等の早期発見に役立つよう子どもの成長発育過程に沿って具体的な設問を設けた。 身体発育パーセンタイル値を取り入れた。
昭和62年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 障害の早期発見に資する質問や、精神発達・運動発達、親子関係に関する質問を加えた。 歯科保健の記載欄を新たに設けた。 今までにかかった主な病気欄を設け、学校保健への連携を考慮した。 産後の母親の記録欄に精神状態をチェックする設問を設けた。
平成3年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の交付事務が市町村に委譲されることを踏まえ、自治体の特性を盛り込めるようにした。 育児のしおり、事故防止、乳幼児の栄養、出産・育児に関する働く女性のための法律等の情報を記載した。
平成14年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の不安をあおらないよう、離乳の状況や乳幼児身体発育曲線に幅をもたせた。 乳幼児虐待の防止に配慮し、子育て支援のための記述の充実を図った。 父親の育児参加を促進する記載を追加した。 働く女性のための出産、育児に関する制度の解説を充実した。
平成20年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 離乳の時期の概念を従前の5か月頃から、5～6か月頃に遅らせたことに伴い所要の記載内容を改正。 1歳健康診査頁及び保護者の記録（1歳6か月の頃）頁について、表現を適正化する趣旨から、記載中「おやつ」を「間食（おやつ）」に改正。
平成23年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠経過の記載欄に <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記。②妊娠健康診査の記録欄の増加。③妊産婦等の自由記載欄の増加。 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に改正。 胆道閉鎖症等、生後1ヶ月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を記載。 乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂。
令和4年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 父親等の育児参画促進等の観点から、「妊娠」に「父親や周囲の方の記録」欄を設けた。 「出産」の「出産後の母体の経過」欄に、産後ケア及び地域の子育てに関する相談機関（こども家庭センター等）の利用に関して記録する欄を追加。 「乳児」及び「幼児」の「保護者の記録」欄について、生後2週間頃及び2か月頃の欄を設けた。 「乳児」に「2か月児健康診査」欄を設けた。
令和6年改正	母子健康手帳	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線の記載を改正。乳児身体発育曲線については、出生体重1000g未満の低出生体重児のこどもについても成長に合わせた記載ができるよう体重の目盛を0kgからの記載とした。 検査の記録の記載を改正し、先天性サイトメガロウイルス検査の項目を追記。

母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会について

- 母子健康手帳の様式については社会情勢の変化や保健医療福祉制度の変化等に伴い改正を行ってきた。
- デジタル化が進む中で、平成30年度に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を開催し、電子化すべき情報等について中間報告書がとりまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて本人が閲覧できる仕組みとしたところである。一方で、母子保健情報について、乳幼児健康診査の内容の標準化や、情報の連携や利活用の在り方等については引き続き検討が必要な事項とされている。
- このような社会的状況の変化等を踏まえ、今般、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、学識経験者・関係団体代表者等の協力を得て、厚生労働省子ども家庭局長の下に、本検討会を開催するものとする。

構成員

安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 (公益社団法人日本助産師会 推薦)	中山 まさ子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授 兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長(公益社団法人日本看護協会 推薦)
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長(全国保健師長会 推薦)	濱田 圭子	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授(公益社団法人日本産婦人科学会 推薦)
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 (全国町村会 推薦)	三浦 清徳	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 (公益社団法人日本小児科医会 推薦)
◎ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長	三平 元	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長	森田 圭子	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
末松 則子	三重県鈴鹿市長	山縣 然太朗	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 (公益社団法人日本産婦人科医会 推薦)	山本 秀樹	公益社団法人日本医師会 常任理事
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 (公益社団法人日本小児科学会 推薦)	渡辺 弘司	(50音順・敬称略。◎は座長)

主な論点

- ・母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・母子健康手帳の役割について、どのように考えるか。
- ・多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等 多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・母子健康手帳に反映すべき近年の制度改正等の動きやエビデンスはあるか。

検討経過

- ・令和3年度の「母子健康手帳等に関する意見を聞く会」において把握した母子健康手帳の利用者や支援者の意見等を踏まえ、令和4年5月より検討会を開催し、同年9月に中間報告書を作成し、母子健康手帳の見直し方針についてとりまとめた。
- ・令和5年3月まで8回検討会を開催し、令和5年3月14日に母子保健情報のデジタル化について最終とりまとめを行った。

「母子健康手帳の見直し方針について※」の概要

※母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書（令和4年9月20日）

1. 全体的な事項について

(1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について

- ・現状：令和2年度以降、マイナポータルを通じて一部は閲覧可能
- ・今後の対応：
 - ・母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、**令和7年度を目標時期として**地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が進められていることも踏まえ、マイナンバーカードを活用した**母子健康手帳のデジタル化**に向け、**環境整備**を進めていくことが適當
 - ・**令和5年度以降**、保護者に対する育児等の情報**(任意様式)**について、**主として電子的に提供**することが適當

(2) 名称について

- ・父親の育児参加等の観点から変更すべきとの意見の一方、現在の名称の定着を理由に変更すべきでないとの意見
⇒ **「母子健康手帳」の名称は変更しない**
- ・複数の自治体で既に他の名称を併記 ⇒ 市町村が独自に名称を設定し併記できる旨を、今後厚労省において周知

2. 個別の事項について

- | | |
|-------|---|
| 母親 | <ul style="list-style-type: none">・心や体のことで悩みがある場合に地域の子育て世代包括支援センター等に相談するよう促す記載を追加・産後ケア事業に関する記録欄を追加し、関係者間での実施状況等の共有を推進・妊婦健診の標準的な検査の内容や意義等について情報提供を充実、検査陽性の場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加 |
| 父親や家族 | <ul style="list-style-type: none">・父親や家族が記載する欄を増加・家族の多様性を踏まえ、適切な範囲で「保護者」という表現に改定 |
| こども | <ul style="list-style-type: none">・成長発達の目安の記載項目について、両親が不安にならないよう注釈を追加。あわせて、追加する項目の考え方を整理・妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性の観点から、任意様式に学童期以降の健康状態の記録欄を追加 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、多様性に配慮した情報提供を充実・妊婦や保護者を自治体などの必要な支援に適切につなげられるよう、相談窓口の連絡先等をわかりやすく情報提供・災害時への対応として、避難場所の連絡先や平時からの備えなどについて情報提供 |

母子保健DXについて

母子保健DXとは

手段：全国共通の情報連携基盤（PMH） や電子版母子健康手帳（いわゆるスマートフォンの母子手帳アプリ）を活用することで、

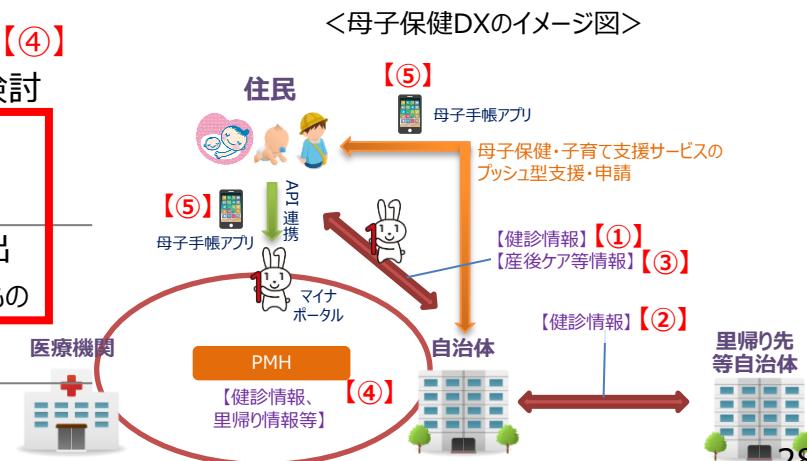
目標：①スマートフォンでの健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援、里帰りの際の煩雑な手続きの改善等を実現し、

②住民の利便性の向上や必要な支援へのつなぎ、自治体・医療機関の事務負担の軽減、母子保健情報の利活用を目指す

* Public Medical Hub

これまでの経緯、今後の進め方

R 2年度	自治体がデータ化した乳幼児・妊婦健診の情報（一部）を <ul style="list-style-type: none"> ・ PHRの観点からスマートフォン等（マイナポータル）で閲覧可能に 【①】 ・ 中間サーバを介して<u>自治体間で共有可能</u>に 【②】
R 4年度	マイナポータルで閲覧可能な <u>母子保健情報の項目の拡充（産後ケア、新生児訪問指導等）を整理</u> * 【③】 ※ 併せて、約10年ぶりに母子健康手帳の内容の大幅見直しを議論（⇒ 令和5年4月～府令様式改正）* R6.6にデータ標準レイアウトに反映し、 ※ 産後ケアの実施内容や、こども家庭センター等相談機関の利用記録等を追加
R 5年度	デジタル庁が、住民、自治体、医療機関で母子保健情報を迅速に共有・活用するための <u>情報連携基盤（PMH）を構築</u>
R 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健DXを実現するための<u>改正母子保健法が成立</u> ・ PMHを活用した乳幼児・妊婦健診の<u>先行実施を複数の自治体で開始</u> 【④】 ※ 併せて、産婦健診や里帰りに係る機能拡張や電子カルテとの連携を検討 ・ 住民とPMHとの接続の利便性向上、プッシュ型支援の実現を目指し、 電子版母子健康手帳の持つべき機能*等を議論 【⑤】
R 7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ R 6年度の議論を踏まえ、電子版母子健康手帳のガイドライン*等を発出 ※ ベンダー・自治体に、アプリとして持つべき機能やセキュリティ要件等について提示するもの ・ PMHの更なる機能拡張（集合契約・費用請求等に係るシステム等）
R 8年度～	・ 電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開



電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称） 策定に向けた検討会

概要

- 母子保健法に基づき市町村が交付する母子健康手帳については、現状、紙の手帳の交付及び記載を前提として運用されている。
- 現状すでに半数以上の自治体で電子母子保健ツールが導入されており、こうしたツールの導入により住民の利便性の向上や自治体の業務効率の改善が期待されている。また、今般、母子保健情報を住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH：Public Medical Hub）が構築されたところ。
- こうした点を踏まえ、将来的に電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、電子版母子健康手帳に係る課題と対応について整理を行い、「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）」の素案を作成すべく、有識者の参集を得て検討会を開催し、令和6年7月から令和7年1月までに、計5回の議論を行った。
- 本検討会の議論の取りまとめを踏まえ、令和7年度に「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）」等を発出し、令和8年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。

主な論点

- 電子版母子健康手帳間のデータ連携の在り方
- 電子化された母子健康手帳が最低限持つべき機能
- 母親や、母親以外の保護者等（支援者を含む）と子どもの情報共有や管理の在り方
- 今後の紙の母子健康手帳の位置づけ 等

構成員

石田 淳子	東京都府中市 子ども家庭部 こども家庭支援課 課長 日本公衆衛生協会（全国保健師長会）	中西 和代	株式会社ベネッセクリエイティブワークス ムック・WEB編集部 たまひよ企画編集局	(50音順・敬称略)
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士	永光 信一郎 畠中 洋亮	公益社団法人 日本小児科学会 福岡大学医学部 小児科主任教授 一般財団法人GovTech東京業務執行理事 兼 最高戦略責任者	
金子 由佳 金本 昭彦	長崎県波佐見町 子ども・健康保険課 健康増進班 係長 保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS） 保健福祉システム部会 福祉システム 委員長 兼 PHR検討タスクフォース リーダー	早川 ひと美 帆足 和広 堀川 美和子	公益社団法人 日本看護協会 神戸研修センター 教育研修部部長 株式会社エムティーアイ 執行役員（PHRサービス事業協会 推薦） 公益社団法人 日本小児保健協会 国立成育医療研究センター 総合診療科	
近藤 英治	公益社団法人 日本産科婦人科学会 周産期委員会委員 熊本大学大学院 生命科学研究部 産科婦人科学講座教授	三平 元 森田 圭子 ◎山縣 然太朗	公益社団法人 日本小児科医会 業務執行理事 特定非営利活動法人 ホームスタート・ジャパン 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 成育こどもシンクタンク 副所長	
鈴木 俊治 竹原 健二 谷川 一也 砥石 和子	公益社団法人 日本産婦人科医会 常務理事 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター政策科学研究所 部長 株式会社ミラボ 代表取締役（一般社団法人こどもDX推進協会 推薦） 公益社団法人 日本助産師会 常任理事	山本 秀樹 渡邊 亜津砂 渡辺 弘司	公益社団法人 日本歯科医師会 常務理事 愛媛県西条市 こども健康部 健康医療推進課 副課長 公益社団法人 日本医師会 常任理事	

電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会 取りまとめ（概要）

経緯

- 令和6年6月の「デジタル行財政改革とりまとめ」において、「電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる」とことされた。
- 令和6年7月から令和7年1月にかけて「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）策定に向けた検討会」（全5回）を行い、課題の整理を行った。

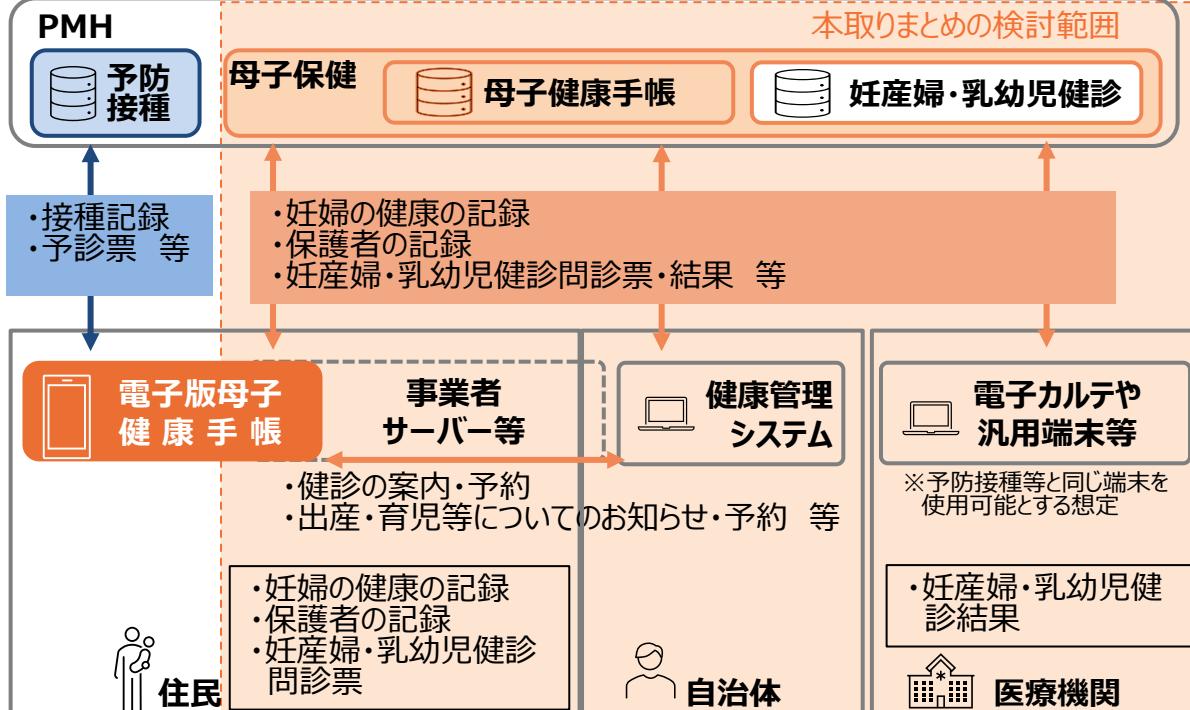
検討の背景

- 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化等の動きや、マイナ保険証・オンライン資格確認の普及、住民、医療機関、自治体の間で迅速に共有・活用するための情報連携基盤（PMH※）の整備が進んでいる状況を踏まえて、電子版母子健康手帳の在り方について検討し、取りまとめた。 ※Public Medical Hub

電子版母子健康手帳のメリット（例）

- 関係者間での情報共有が容易になる
- 災害時や救急時等にも、医療機関受診時に、マイナ保険証による認証により、紙の母子健康手帳がなくても、母子健康手帳の情報を医療機関が閲覧できる
- 各住民の個別の状況に応じたプッシュ通知が可能

電子版母子健康手帳の利用イメージ



※イメージ図のため、詳細なシステム間のやり取りは省略

保存する情報・アプリ等のデータポータビリティについて

- 電子版母子健康手帳に記載される事項のうち、
 - ✓ 府令様式等の内容
 - ✓ 「今までにかかった主な病気」
 等は、PMHに保存する。これにより、転居等のために利用するアプリが変わった際にも同じ情報を利用できることとなる。

母児の情報の取扱い

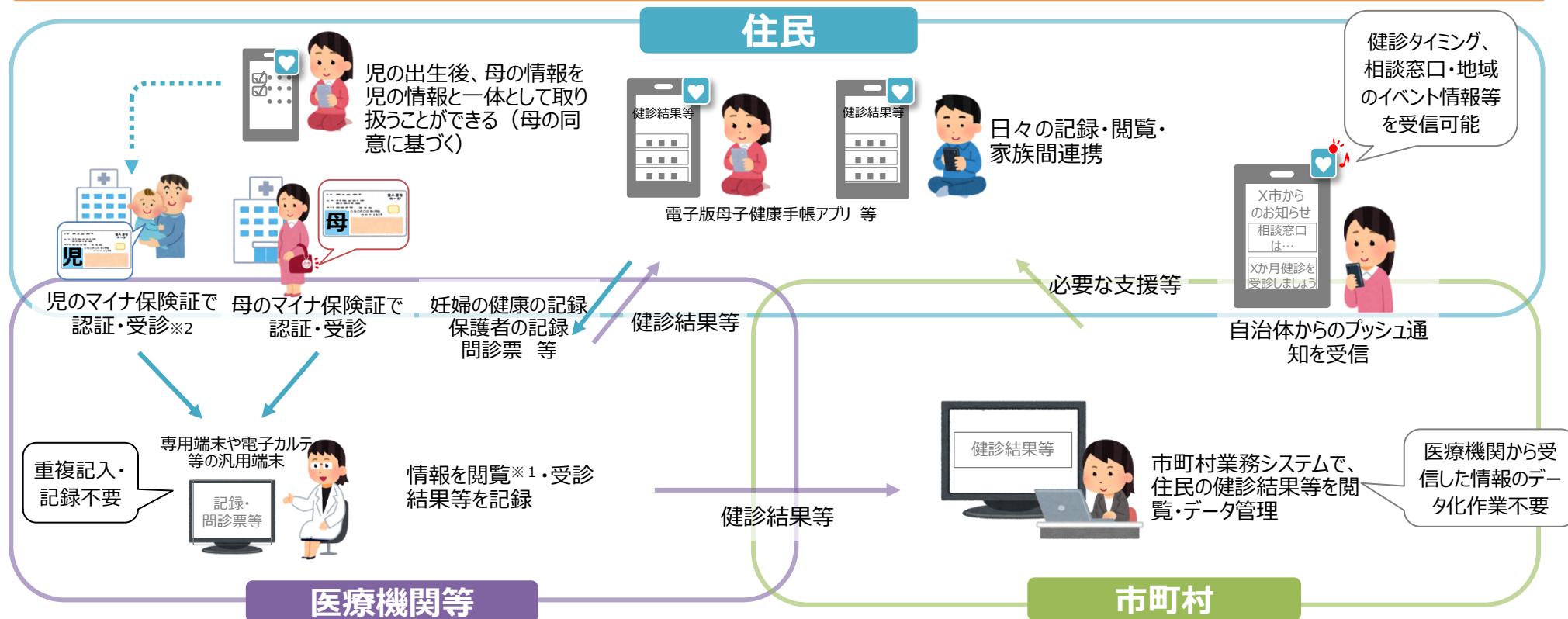
- 児の出生後、母の情報を児の情報と一緒に扱えるようにすることが必要（母の同意に基づき、児のマイナ保険証により扱える仕組みを検討。）。

電子版母子健康手帳への移行について

- 母子健康手帳が利用されることが想定される市町村内外のすべての関係機関において、情報が閲覧可能なことが必要。
- 紙の母子健康手帳の併用等により、関係者と合意形成を行いつつデジタル化を進めていくことが重要。
- 今後、本取りまとめを踏まえ、令和7年度には「電子版母子健康手帳ガイドライン（仮称）」の策定を進めていく必要がある。

電子版母子健康手帳の利用イメージ

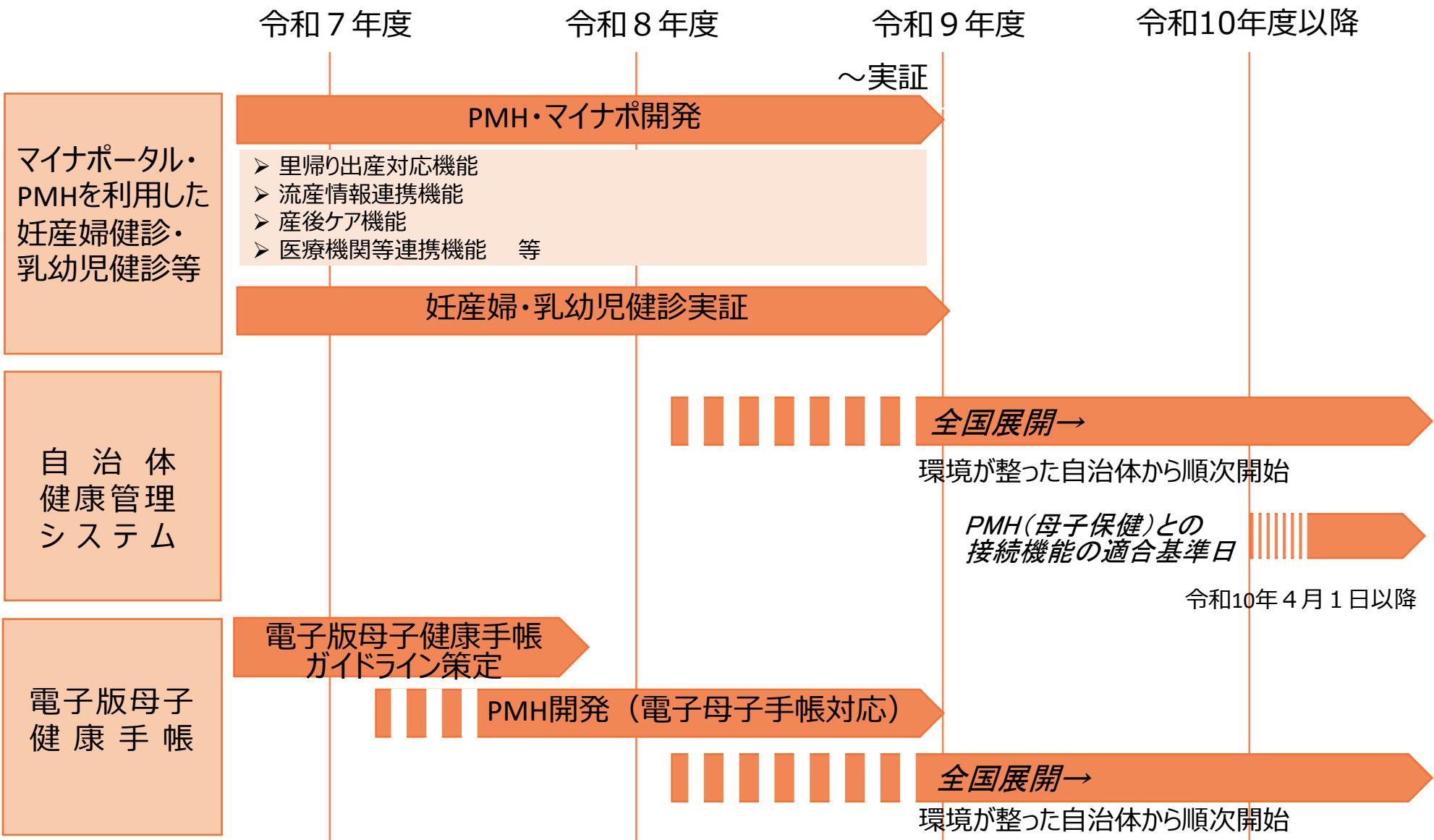
- 災害時や救急時等にも、医療機関受診時に、マイナ保険証での認証により、紙の母子健康手帳を持ち歩いていなくても、母子健康手帳の情報を医療機関が閲覧できる。
- 里帰り等による自治体間の移動**や転居時においても、居住地と里帰り先や、転居先と転居元などの双方の自治体等において、情報を共有することができとなり、効果的な支援や体制の強化にもつながる可能性がある。
- 自治体が、母子健康手帳等の情報と連携して地域の支援サービスや子育て情報などの情報を発信することにより、情報を必要とする人に届けることができ、**包括的支援**につながっていくことが期待される。



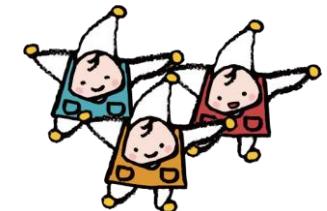
※1 医療機関等は、児のマイナ保険証で認証することにより、児の情報（母が設定した情報を含む）を閲覧することが可能となる。

※2 (児に関する利用の場合)、母が同意した母に関する情報が児に渡され、児の情報と一緒に取り扱われることで、母ではなく父や祖父母その他の者が児の受診に付き添う場合も、母児の情報を一体的に利用することが可能となる。

今後想定されるスケジュール



本日の構成



1. 母子保健DXの推進
2. 電子版母子健康手帳について
3. 令和8年度概算要求におけるデジタル関連予算について

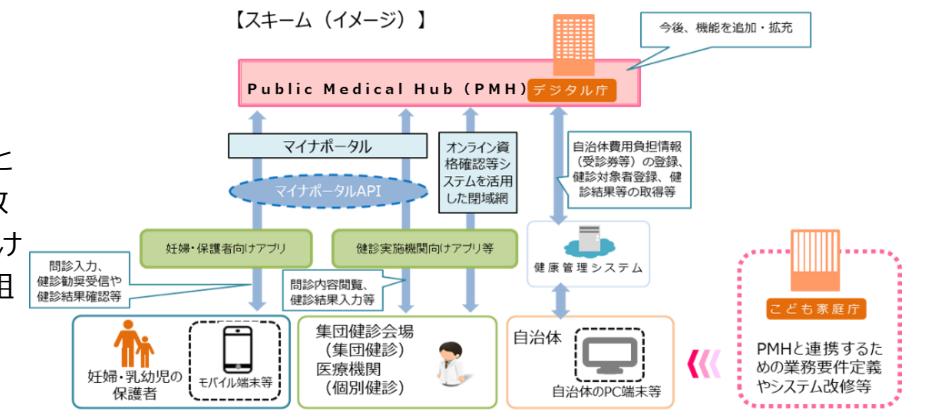
令和8年度概算要求額：11億円（一）

事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）において、「母子保健等におけるこども政策DXを推進する」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5・6年度に「母子保健デジタル化実証事業」を実施し、こども家庭庁とデジタル庁が協力して、デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）を活用し、妊婦健診や乳幼児健診について、マイナンバーカードを受診券として利用できるようにするとともに、問診票をスマホ等で入力できるようにする取組を先行的に実施しているところ。
- 引き続き、令和7年度の実証事業の結果等を踏まえ、PMHを活用した情報連携の対象となる母子保健業務の機能追加・拡充（産後ケア事業など）等の検討や、電子母子健康手帳に関する必要な対応、母子保健情報のDB化に向けた検討を行うための実証事業等を行い、母子保健業務のデジタル化等の取組を進めていくことで、住民・自治体・医療機関間の業務の効率化や迅速な情報共有を目指す。

事業の概要

- 母子保健デジタル化等実証事業の全体の進捗管理。
- デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための住民、医療機関・自治体等のアプリ・システムの改修等や、集合契約・費用請求システム、母子保健DB等の構築に向けた調査研究、要件定義、その他のPMHに関連したデジタル化の取組を実施。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定） 【補助率】定額

令和8年度概算要求 15億円 (一)
(デジタル庁一括計上)

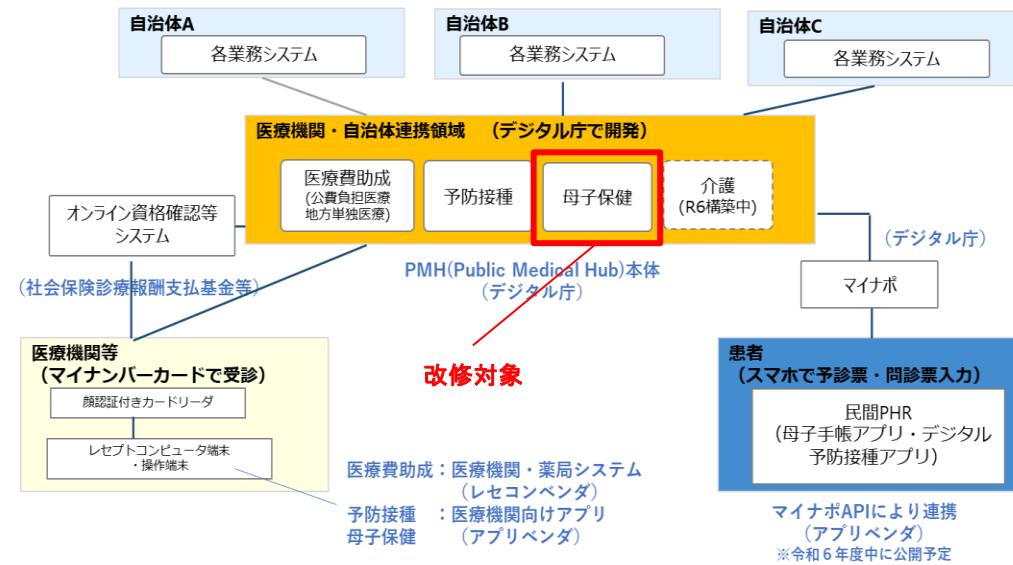
事業の目的

自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤Public Medical Hub(PMH)について、令和8年度以降の全国展開に向けて、母子保健事業（健康診査および産後ケア）についてマイナンバーカード1枚・スマホ1つで受診・利用や結果の閲覧等ができる環境の整備を行い、国民の利便性向上、自治体・医療機関等の業務負担軽減を実現するため、PMHに必要な機能拡充等の整備を実施する。

事業の概要

Public Medical Hub(PMH)の機能うち母子保健の分野について、令和8年度以降の全国展開を見据えて必要となるPMHの機能の拡充（電子母子健康手帳への対応や産後ケア事業など対象事業の追加などを想定）を行う。

【PMHシステム構成図】



実施主体等

【実施主体】民間団体 【補助率】定額

事業の目的

- 令和6年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による母子保健法の改正により、妊婦健診や乳幼児健診等の事務に関する費用支払事務を国保連合会に委託することができる業務規定を新設し、情報連携基盤を活用した効率的な費用請求・支払事務を行えることとした。
- 現在、医療機関から自治体に対して紙による費用請求等の対応を行っているため、当該費用請求・支払に関するシステムを構築し、費用請求・支払事務をデジタル化する。
- また、里帰り先の医療機関で妊婦健診等を受診した際、当該医療機関と妊婦健診等の委託契約が締結されていない場合、健診費用を一旦医療機関に支払い、後日、住民票所在自治体の窓口で健診費用の償還払い手続きを行う必要があるが、集合契約システムを構築し、里帰り先の医療機関も含めて妊婦健診等の委託契約を締結できるようにすることで、償還払いの手続きなしで、妊婦健診等を受けることができるようになる。
- これらの取組を通じて、母子保健業務における自治体・医療機関双方の費用請求等の事務負担軽減及び業務効率化や、妊産婦・乳幼児の利便性の向上を図っていく。

事業の概要

- 費用請求等の事務負担軽減を図るため、市町村と医療機関間での集合契約を行うための集合契約システムや、健診等の費用請求及び支払を行う請求支払システムの構築に必要な経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】公益社団法人国民健康保険中央会 【補助率】定額

令和8年度概算要求額 4億円（5億円）【令和4年度創設】

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、都道府県や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| (1) 両親学級等のオンライン実施 | (2) SNSを活用したオンライン相談 |
| (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等） | (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 |
| (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み | |

都道府県・指定都市事業

※指定都市の対象事業は、②（2）の新生児マスクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

（1）成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

- （2）新生児マスクリーニング検査の精度管理や、
各市町村の健診等の精度管理などの支援

都道府県において、成育医療等に関する協議会を設置するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「成育医療等に関する計画」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関すること
- ・母子保健事業に関する委託内容（契約金額など）の統一化に関すること
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、市町村
- ◆ 補助率 : ①国1／2、市町村1／2
②国1／2、都道府県、指定都市1／2
- ◆ 補助単価 : ①6,043千円 ②(1)2,173千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 564自治体
(15都道府県、549市町村)

※令和6年度変更交付決定ベース

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数 + 事項要求 (2,219億円の内数)

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

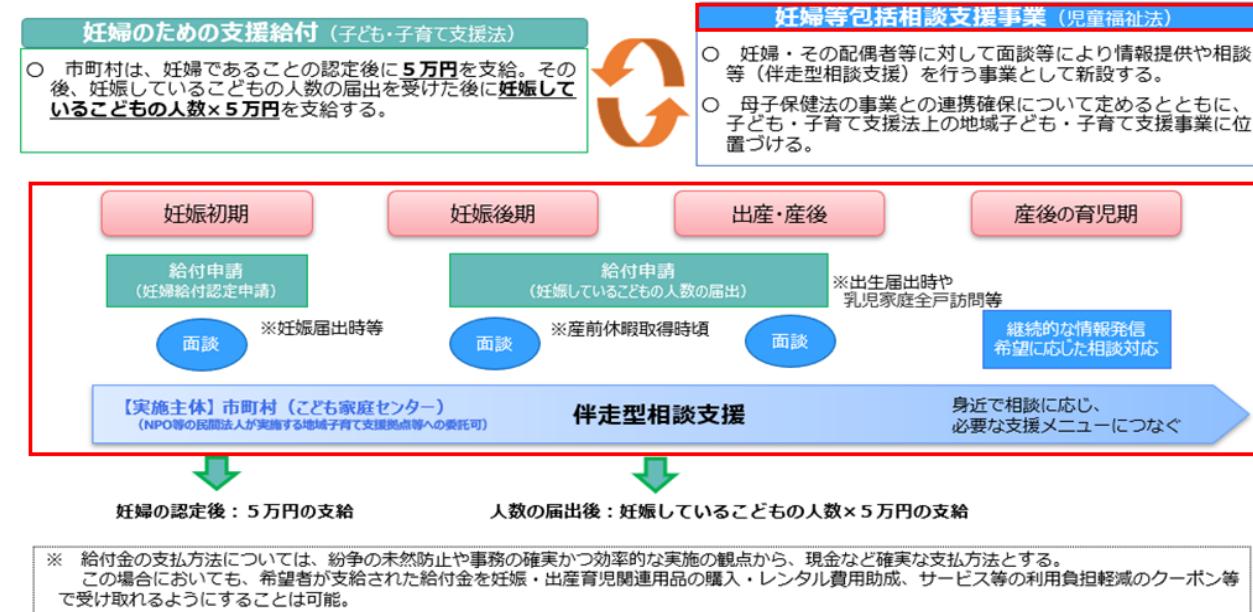
妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

事業内容

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

対象経費

面談等の実施に必要な経費
(「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く)



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】
国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

【補助基準額】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 17,293千円
- ②200件以上700件未満 : 10,847千円
- ③200件未満 : 9,092千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

ICTを用いたサービス導入にあたって

ICTを用いた様々なサービスの導入にあたり、委託事業の仕様検討や事業者の選定にあたっては、単なるシステムの調達ではなく、システムに付随する様々なサービスについても、考慮にあたっては、予算・調達担当等のみならず、母子保健担当者（特に専門職）も参画することも必要です。

＜例＞

母子保健アプリ

各社・各商品によって提供サービスの内容等は異なる

- 利用者に応じたプッシュ通知、予防接種や乳幼児健診等の予約機能等

SNS・オンラインによる相談サービス

各社のサービスにより提供内容が異なる

- 相談を実施する者（小児科や産婦人科などの専門職）や回答内容（専門性など）、個人の相談内容の自治体への連携など

本日のまとめ

- ・母子保健DXにより、情報連携基盤（PMH）を活用し、妊産婦・乳幼児の健診情報が住民・医療機関・自治体間で迅速に共有され、里帰り出産時も切れ目のない支援が可能となる社会を目指しています。
- ・電子版母子健康手帳については、令和7年度にガイドラインを発出し、令和8年度以降、乳幼児健診や妊婦健診等と合わせ環境が整った自治体から順次導入を予定しています。
- ・デジタル化は目的ではなく、より良い支援を届けるための手段です。自治体の業務負担軽減と住民の利便性向上を両立させ、支援が必要な方に確実に届く仕組みづくりに向けて、各自治体の母子保健担当者が積極的に参画いただき、母子保健DXを進めていくことが重要です。